

## ●意思の表出等の英訳の取扱いについて

〔平成28年6月24日〕  
日本学術会議第230回幹事会決定

日本学術会議が、国際的な情報発信力を強化し、より戦略的・効果的な発信を行うため、日本学術会議法第4条に定める諮問に対する答申、同法第5条に定める勧告、会則第2条に定める意思の表出（要望、声明、提言、報告、回答）及び「外部へ公表する文書の取扱いについて」（平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定）に定める記録（以下「意思の表出等」という。）の英訳を作成する場合の手続きを以下のとおり定める。

1. 英訳については、元となる日本語の意思の表出等と同じ内容であることを原則とする。英訳の際、内容を変更する必要がある場合は、元となる日本語の意思の表出等を改定した上で、英訳を作成することとする。
2. 英訳については、元となる意思の表出等を策定した委員会等の責任において、英訳を行い、元となる意思の表出等と英訳との間に齟齬がないことを確認し、公表する。また、英訳の冒頭で、既存の意思の表出等の英訳であることを明記する。
3. 英訳を作成した際には、外部に公表する前に、作成の事実と作成した文書の概要等を幹事会へ報告することとする。やむを得ず公表前に報告することができなかった場合には、公表後直近の幹事会へ報告することとする。
4. 記録に付される文書番号については、日本語版と同一のものとする。
5. 意思の表出の名称の英訳は、別に幹事会が定める。

### 附 則（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。